

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大西 一史

- 1 工 事 名 一般県道花園インター線花園ランプ1号橋上部工（P4～A
2）工事
- 2 請 負 金 額 311,999,040円
- 3 契約の相手方 エム・テック・木村建設建設工事共同企業体
代表者 熊本市西区二本木2丁目7番2号
株式会社 エム・テック 熊本営業所
所長 納富 正樹

熊本市中央区坪井6丁目17番15号
株式会社 木村建設
代表取締役 木村 賢正

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。